

令和6年度予算編成方針

令和5年9月

茅ヶ崎市

1 令和6年度予算編成を取り巻く環境と課題認識

(1) 本市における「令和6年度予算」の意味合い・位置づけ

本市では、「茅ヶ崎市総合計画」に基づく前期の実施計画であり、令和5年度を始期とする「茅ヶ崎市実施計画2025」を策定したが、このことはまちの未来を見据えた中で、守勢から攻勢に舵を切る重要な節目となった。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大が本格化した令和2年度以降、本市では「茅ヶ崎市新型コロナウイルス感染症対策政策パッケージ」に基づくコロナ対策を中心とした緊急シフトでの行政運営を展開することとなり、前期の実施計画についても、感染拡大に起因する経済活動の停滞が及ぼす本市歳入への影響の見通しが不透明であったことや、感染拡大を契機とした社会情勢の変化や市民意識の変化など、アフターコロナを踏まえた事業展開をしていくべきという認識のもと、その策定を2年間延伸した。

このことは、コロナ禍を含めた最新の社会情勢に基づいた実施計画の策定へとつなげることができた一方で、延伸した2年間においては政策的な事業が一定程度抑制されるという側面があったことは否めない。

このような経緯を踏まえて策定した「茅ヶ崎市実施計画2025」については、市民にとっても、まさに待望のアクションプランであり、大いなる期待が寄せられているものと言えよう。

令和6年度予算については、本市におけるこれらの経緯や、周囲からの大いなる期待のもとで編成作業を行うこととなる。

加えて、本市の目指すまちの姿に向けて、その歩みを確かなものにしていくためにも、「茅ヶ崎市実施計画2025」の2年目として、位置付けた実施計画事務事業を着実に推進していく必要があることから、大変重要な予算編成となっていくことは間違いないものと考えている。

(2) 茅ヶ崎市実施計画2025の概要

ここで、令和6年度予算編成における重要なファクターである「茅ヶ崎市実施計画2025」について、その目指すところや計画の体系などについて今一度共通認識を持つべく、その内容を概括する。

「茅ヶ崎市実施計画2025」は、「茅ヶ崎市総合計画」に定めた将来の

都市像である「笑顔と活力にあふれ みんなで未来を創るまち 茅ヶ崎」の実現に向けたアクションプランとして策定した。

コロナ禍によって、公衆衛生上の危機管理という直接的な影響だけでなく、経済活動や人々の生活など社会全体に大きな影響と変化が生じた。この急激な変化によって生じた課題や、市民意識調査の結果などからの分析を踏まえて、計画期間中に特に重点的かつ分野横断的に取り組むべき3つの方向性を「重点戦略」のメインテーマとした。

<3つの方向性>

① 人々が交流し、にぎわいがある「活力あふれる」まちづくり

コロナ禍で打撃を受けた地域経済や人々の交流等について、活力を生み出していくため、世代や業種を超えたにぎわいを創出し、活力あふれるまちづくりを行う。

② 社会課題に対応できる「強く、やさしい」まちづくり

安全・安心なまちを実現するため、市民意識調査結果における優先度が高い分野に重点的に取り組み、強く、やさしいまちづくりを行う。

③ 将来も笑顔で暮らせる「持続可能な」まちづくり

コロナ禍により高まりを見せている、茅ヶ崎の価値を生かし、少子高齢化や人口減少など、さまざまな社会課題に対応し、誰もが笑顔で暮らせる持続可能なまちづくりを行う。

また、「重点戦略」は3つの方向性を基調とした9つの柱で構成することとし、9つの柱にひもづく事務事業は、計画期間中に取り組む必要性が高い事務事業として位置付けた。

<9つの柱>

- ① ひとをひきつける定住促進の取り組み
- ② 子ども・子育て支援の取り組み
- ③ 地域経済が活性化する取り組み
- ④ 高齢者が安心して暮らせる取り組み
- ⑤ 障がいの有無によらない社会を実現する取り組み
- ⑥ 新興感染症の発生に対応できる取り組み

- ⑦ 市民や地域の活動を振興する取り組み
- ⑧ 文化・スポーツ活動などを振興する取り組み
- ⑨ 災害に備えた強靱化の取り組み

「茅ヶ崎市実施計画2025」は、「重点戦略」に位置付けた事務事業を含め、各部局から提案のあった実施計画事務事業について、統計情報等によるニーズの裏付け、事業構想の熟度や有効性を庁内で徹底的に議論するとともに、市民の皆さまともしっかりと意見交換をしながら策定したものである。

こうしたプロセスを経て策定された実施計画事務事業の優先度は「茅ヶ崎市実施計画2025」の計画期間における道標であり、各年度の予算編成では、得られた財源の水準に応じて、優先度の高い事務事業から順次採択することを基本に事務事業を具現化することとしている。

また、「茅ヶ崎市実施計画2025」の推進にあたっては、本市の主要課題の解決や本市の将来の発展につなげるため、事務事業について常にブラッシュアップ（質を高めるための磨き上げ）に努めることとしている。ブラッシュアップの結果や社会情勢等の変化を的確に捕捉し、実施計画事務事業の優先度の変更が必要であると判断する場合には、計画策定時以上に徹底した議論を経て、予算編成に反映することとしている。

以上が「茅ヶ崎市実施計画2025」の概要である。令和6年度予算編成に当たっては、将来の都市像の実現に向けた市政の基軸であるこれらの事項を十分に踏まえた中で、編成作業に臨んでいただきたい。

(3) 令和6年度予算編成に対する基本姿勢

これらのことに鑑みると、実施計画期間中の令和6年度予算編成における、唯一にして最大のミッションは「ひとつでも多くの実施計画事務事業を予算化すること」に他ならない。

しかしながら、このことは言葉で言うのはたやすくとも、実現するのは簡単なことではない。現在の実施計画のスキームが、限りある財源について、まずは継続的事務事業に配分を行い、その上でなお配分可能な財源の範囲

内で実施計画事務事業を実施していくというものであるため、近年の財政的な動向である義務的経費（人件費、扶助費、公債費）の増加傾向や、資材・エネルギー等の価格高騰などに鑑みると、いかに継続的事務事業への投入財源を圧縮できるかが「茅ヶ崎市実施計画2025」の浮沈を握っていると言っても過言ではない。

令和6年度予算編成は、これらの課題認識を全職員が共有した中で、予算要求サイド・予算査定サイドという立場を超えて、まさに全庁一丸となって編成作業を進めていかなければ乗り切ることのできない、大変困難なものとなるのは間違いない。

2 予算編成に向けた基本的な考え方

「茅ヶ崎市実施計画2025」では、新規・拡充する事務事業やハード整備等の政策的に実施する事務事業を「実施計画事務事業」として計画に位置付け、それ以外の継続的に実施が予定されている事務事業を「継続的事務事業」として計画外とすることとしている。

実施計画事務事業は、継続的事務事業における業務量のダウンサイジングや経費の縮減によって生み出した財源で実施することとしており、経費の最適化に努めることが、より多くの政策的な実施計画事務事業の実施につながるものとなり、ひいてはまちの目指す姿の実現に寄与するものとなる。

まちの将来を見据え必要な事務事業には、有効性の高いものから順次、しっかりと財源を配分する一方で、そうした事務事業をより多く実現するために、ひとつひとつの経費に対する査定は「磨き上げ、研ぎ澄ます」という視点のもと、大変厳しいものとなる。

3 予算要求について

(1) 一般的事項

<継続的事務事業経費（扶助費等を含む）>

継続的事務事業経費（扶助費等を含む）とは、実施計画事務事業経費に該当せず、これまでも経常的に実施されている事業に係る経費を指すものである。

継続的事務事業経費に係る要求額の見積りに当たっては、原則として令和

5年度当初予算における事業費を上限の目安とするが、自然増が生じることがやむを得ない事情のある扶助費や、昨今の物価高騰に伴う資材等の単価上昇に伴う増、選挙関連や統計関連など、令和5年度当初予算には計上がないものの、令和6年度における事業実施が不可欠なもの、施設点検の結果、実施すべき修繕など、特段の事情がある経費についてはその限りではない。

しかしながら、より多くの実施計画事務事業経費を予算化し、事業実施につなげていくためにも、「行財政経営改善戦略」に基づく、見直しに向けた庁内議論の結果を予算要求に反映すること。また、当該上限額に関わらず、事業費の精査をしっかりと行い、必要最小限の予算要求額を導き出していくことに努められたい。

なお、「茅ヶ崎市実施計画2025」に位置づけられていない経費のうち、その内容が実施計画事務事業に該当すべきものについては、継続的事務事業経費での予算要求を認めないものとする。

<実施計画事務事業経費>

「茅ヶ崎市実施計画2025」に位置づけられた事業に係る経費のうち、令和5年4月3日付け企画政策部長通知「「茅ヶ崎市実施計画2025」の推進及び進行管理について」、令和5年6月29日付け総合政策課長及び財政課長通知「茅ヶ崎市実施計画2025の進行管理段階における事務事業の見直し（レビュー）について」、令和5年7月28日付け総合政策課長照会「令和6年度当初予算編成に向けた実施計画事務事業の事業実施状況等の調査について」における調整結果に基づき、総合政策課からの指示により令和6年度予算の要求を認められたものに限り、実施計画事務事業経費としての予算要求を認めるものとする。

予算要求に当たっては、より多くの政策的事業を実現していくためにも、実施計画事業調書に記載された事業費をそのまま予算要求するのではなく、事業費や事業実施手法などを極限まで精査し、可能な限り経費の縮減に努めること。

(2) 歳入に関する事項

歳入の見積りに当たっては「歳入の更なる確保が、政策的事業のより多く

の実現につながっていく」という視点を十分に踏まえ、すべての歳入科目について、既存財源の更なる拡充と新たな財源の確保を常に念頭に置きながら見積りを行うこと。また、制度の変更が生じることが予想されるものについては関係機関との連絡を密にし、遺漏のないよう努めること。

① 市税

市税収入については、直近の経済状況等の社会情勢を的確に反映するのはもちろんのこと、新たな増減要因が判明した場合は確実に当初予算に反映させること。また、実施計画2025に位置づけた事業をより多く事業化していくというミッションを踏まえた中で、過度に悲観的な見込みによるのではなく適切な水準により見積もること。

また、市税の更なる徴収率の向上に向けて、保険料など税外収入を所管する部局とも緻密な連携を図りながら取組を進めること。

② 分担金及び負担金

国庫補助基準等がある場合は、その基準を考慮するとともに、受益者負担の原則に基づく受益と負担の適正化を図ること。

③ 使用料及び手数料

「受益者負担の適正化」の観点から、原則として維持管理経費を考慮した上で受益者負担の水準を検討し、適正に設定すること。また、使用料等の減額免除の見直しを徹底し、予算に反映すること。

指定管理者制度導入施設の利用料金については行政改革推進課と協議・調整すること。

使用料や手数料については、前年度の予算計上額によらず、適切かつ慎重に見積もること。

④ 国・県支出金

国・県支出金等については、最新の情報を積極的に収集し、補助対象を的確に把握すること。近年、一部の補助金について補助率どおりの内示が見込めない状況にあるため、補助金の確保を国や県に対して積極的に働きかけるとともに、実際に想定される交付率を考慮し、的確な額を予算に反映すること。

また、従前では国・県支出金を受けていない既存事業においても、事業

のロジック立てを改めて精査したり、事務フローを見直したりすることで、新たに補助対象とできた事例などもある。そのため、市の単独事業として実施している既存事業についても今一度、補助対象の可否について検討すること。

特に、普通建設事業費については、その実施に際して補助金のみならず市債を活用することが大半であるが、市の単独事業として発行する市債と国庫補助金を伴って発行する市債とでは、後年度の基準財政需要額に算入される財政措置に雲泥の差があり、国庫補助金を活用することで将来の負担を大幅に軽減することができることを十分に認識し、安易に単独事業の立案を行うことは厳に慎むこと。

⑤ 財産収入

市有財産の利活用に向けては、「茅ヶ崎市公共施設等総合管理計画（改訂版）」及び「茅ヶ崎市市有財産利活用基本方針」を踏まえ、積極的な検討を行うこと。

新たな財源確保の観点から、各課かいで所管している行政財産については、特定の行政目的を達成するために取得したものであるということは十分に踏まえながらも、「行政財産の貸付制度」の活用の余地が見込まれるものについては積極的な検討を行うとともに、統廃合などを行うことで処分の可能性が見込まれるものや、時代の流れとともに事業目的が変化し、市として保有する必要性が薄れてきた財産については、廃止かつ売却も視野に入れた検討を行うこと。

⑥ 寄附金

各課かいで所管している特定目的基金については、基金の趣旨及び設置目的等を積極的かつ丁寧に周知し、PRを図ること。

特に、ふるさと納税に伴う寄附金については、依然として他市への流出額が本市への流入額を上回っている状況にある。そのため、シティプロモーションを進めることで更なる寄附の受入れに努めること。加えて、企業版ふるさと納税のスキームについても積極的に活用を検討すること。

⑦ 繰入金

特定目的基金からの繰入金については、基金の設置目的等に合致する

事業に対して積極的に活用すること。

また、近年、当初予算編成における財源不足を解消するため、財政調整基金からの繰入金を当初予算の歳入として予算計上せざるを得ない状況が続いているが、単年度の予算編成における財源不足を単に補うための投入は極力控えること。

⑧ 諸収入

「茅ヶ崎市における広告に関する基本方針（改訂版）」に基づく広告事業のうち、既存のものについては更なる広告料の増加を目指すとともに、新たな広告媒体について積極的に検討し、実施が見込まれるものについては歳入予算に計上すること。

また、ネーミングライツについては、その活用を積極的に検討し、更なる自主財源の確保に努めること。

⑨ 市債

市債については、財政上の収入と支出との年度間調整、住民負担の世代間の公平性の確保という観点では有効な財源であるが、償還が及ぼす将来の財政負担を考慮するのはもちろんのこと、公債費が増加傾向にあり、今後高止まりしていくことが確実であることに鑑み、市債を活用してでも実施すべき事業なのかという必要性の観点で事業を十分に精査するなど、慎重な運用に努めること。

また、市債については、同じ額の借り入れであっても、その借入メニューごとに交付税措置などの財政措置の内容が大きく異なる。市債の活用が可能なハード事業の立案に際しては、これらの財政措置の有無が将来の財政運営に多大なる影響を及ぼすという認識のもと、緊急防災減災事業債や緊急自然災害防止対策事業債をはじめとした、交付税措置の優遇が多いメニューに対する意識を高く持って事業立案や市債活用の検討を行うこと。

(3) 歳出に関する事項

歳出の要求に当たっては、実施計画事務事業経費、継続的事務事業経費（扶助費等含む）の別に関わらず、その経費の細部にわたり、改めてその積

算の妥当性や事業実施手法の適正性を吟味し、必要最小限の経費に限って予算要求すること。

特に、継続的事務事業経費については、事業費の精査や事業手法の見直し等により経費を圧縮することで、より多くの実施計画事務事業の実施につなげることができることを十分に踏まえた中で、「行財政経営改善戦略」の方向性に基づく取組を適切に予算に反映するのはもちろんのこと、例年計上している経費を例年通りに計上することは断固として慎むとともに、休廃止を含めたゼロベースでの見直しを徹底的に検討した上で予算要求すること。

① 人件費

人件費については、総人件費の削減に向けたこれまでの取組による効果が顕在化しつつあるが、一方で、近年の人事院勧告を踏まえた給与改定による増傾向や、職員の定年延長制度導入に伴う経費の増加も見込まれていることに加え、会計年度任用職員に対する勤勉手当に関して国での議論がなされているなど、経費の動向は不透明な状況にある。

「行財政経営改善戦略」における「人財活躍推進方針」や「茅ヶ崎市職員の人財育成基本方針」に基づき、適切な事業規模のもとで真に必要な職員数の精査や、積極的なICTの活用、管理職のマネジメントによる時間外勤務手当の縮減などに可能な限り努めること。

また、会計年度任用職員に係る経費の予算要求については、必要に応じて行政改革推進課との協議・調整を行い、必要性の議論を深めていくこと。

② 物件費

物件費については、最も大きな比率を占める委託料をはじめとして、近年は増加傾向が長期にわたり続いている状況にある。

行政需要の多様化や、ICTの進展に伴うシステム関係経費の増など、避けられない点はあるものの、固定的な物件費の増加が本市財政の硬直化の一因になっていることは紛れもない事実である。

これらのことを肝に銘じ、特に物件費のうち経常的なものについては、可能な限りの縮減を図ること。

③ 維持補修費

公共施設については、市民にとって「使える状態にあるのが当たり前」なものであり、施設の老朽化に伴う適切な修繕等の対応がなされないことにより、その機能が欠けてしまうことは、あってはならないことである。

維持補修費は、公共施設の機能を維持・継続していくとともに、市民の安全な施設利用の確保に向けて大変重要な経費である。

これらの状況や予防保全の観点も踏まえ、各施設所管課が必要に応じて資産経営課、建築課及び教育施設課と議論を深めるとともに、しかるべき優先順位付けを行うことを前提として、必要とされる経費については適切に予算要求すること。

④ 扶助費

扶助費については、市民のセーフティネットの観点も踏まえて適切に見積もることとするが、予算額の不足等への懸念を理由とした過度な経費の計上は、実施計画事務事業経費の予算計上への影響が大きいため、十分に対象者数等のシミュレーションを行った上で、過不足のない経費を予算要求すること。

また、近年における扶助費の増加が財政硬直化の大きな要因となっていることから、事業の必要性や規模、基準の妥当性等を再度検証すること。特に市単独の事業については、現在の社会情勢に合った事業への再構築、社会的な使命を終えたと判断される事業の廃止や見直しを行うこと。

⑤ 補助費等

補助金については、財政健全化緊急対策の期間は終了したものの、引き続き同取組の趣旨に鑑みながら、市単独の補助金については必要に応じて適切な見直しを各部局で行い、その結果に基づいて予算要求すること。

なお、当然のことながら、これまで見直しを行った補助金については、その見直しの効果は将来にわたって継続すべきものであるという認識のもと、令和6年度予算における復元は認めない。

⑥ 普通建設事業費

普通建設事業費については、そのほとんどが実施計画事務事業経費となることが想定されるため、原則として総合政策課から要求を認められ

た実施計画事務事業に係るものに限りに、予算要求を認めることとする。

要求額の見積りに当たっては、可能な限りの精査に努めることは言うまでもないが、一方で、昨今の社会情勢に鑑みた物価高や人件費の増などについては、その状況を的確に捕捉し、予算要求に反映すること。

4 予算査定について

令和6年度予算編成における重要なミッションである「ひとつでも多くの実施計画事務事業を予算化すること」を達成し、市民サービスの更なる向上につなげていくためには、予算編成の全ての過程を通じ、予算要求サイドと予算査定サイドが共通認識を持った中で、経費の縮減に向けた検討をはじめとして、しっかりと議論を深めていくことが不可欠である。そのため、令和6年度予算要求に対する査定については、全ての経費に対して一件査定を実施する。

継続的事務事業経費（扶助費等を含む）については、財政課監督職による総括のもと、財政課担当者によるヒアリングから査定へという流れとなるが、再三申し上げている通り、経常経費の縮減によって捻出された財源をもって実施計画事務事業経費を予算化していくというコンセプトのもとでは、継続的事務事業経費に対する予算査定は、実施計画事務事業経費に対する予算査定以上に厳しいものとならざるを得ない。

実施計画事務事業経費の予算査定については、財政課長ヒアリングから査定へという流れとなるが、総合政策課における事業の優先度を最大限に尊重するという視点のもと、事業の「必要性」に関するヒアリングは原則として行わず、要求された経費水準の妥当性や事業手法の適正性などに軸足を置いたヒアリングを予定している。ただし、予算査定の進展に伴い、実施計画事務事業経費に投入することができる財源の範囲内での事業採択となるため、その採択対象とならなかった事業については、ゼロ査定となることに留意すること。

また、査定に際しては昨年度と同様、部局ごとの「査定における指針」を査定前にお示しする予定である。

なお、予算編成過程における財源不足の状況が芳しくなく、調整が難航した際には、事業の必要性等の有無にかかわらず、再査定による削減や特定の性質

の経費に対する一律の削減など、更なる対応が必要となる可能性もあることに留意すること。

5 その他の事項

- ① 継続費、債務負担行為及び長期継続契約を新たに設定する場合は、将来の財政硬直化の要因となることから、慎重に検討を行った上で、予算要求に際しては財政課に事前協議を行うこと。
- ② 各特別会計に対する繰出金、負担金については、一般会計への負担の軽減の観点から縮減を図ること。特に、地方公営企業である公共下水道事業及び病院事業については独立採算の原則に基づき、一般会計に依存しない経営に努めること。